

人 事 院 会 議 議 事 錄

会 議 日

令和7年10月9日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

(説明員) (公平審査局)

役田局長、吉田審議官、西調整課長、山田首席審理官、
益田企画法制官、鈴木（志）審理官、青木審理官

議 題

1－1 不利益処分審査請求事案に関する判定

令和6年第19号事案

原処分：懲戒戒告処分

1－2 災害補償審査申立事案に関する判定

令和6年第5号事案

申立内容：障害等級の上位等級への変更

1－3 災害補償審査申立事案に関する判定

令和6年第9号事案

申立内容：災害発生日の変更

議事の概要

○ 議題1－1 「令和6年第19号事案」について、担当局から、請求者の主張は認められず、また、請求者の職責や行為の態様等を考慮すれば、本件処分に違法、不当な点はないことから、原処分を承認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。

○ 議題1－2 「令和6年第5号事案」について、担当局から、申立人の治癒時における障害の程度は、実施機関が決定した障害等級より上位の等級に該当するとは認められないことから、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

○ 議題1－3 「令和6年第9号事案」について、担当局から、申立人の公務災害と認められた疾病の発生の日は、実施機関が決定した日より前の日であると認められるため、申立てを一部容認し、実施機関は災害発生日をその日とすべきであるとすることが適当であるとの説明があった。

同事案については、担当局の説明のとおりとすると、三人事官一致で議決された。